

る場合には、委任状で「代理権の
確認」を行います。委任状は任意
の用紙でかまいませんが、次の事
項を記載したものを持参してくだ
さい。

- ① 代理人の住所、氏名、生年月日
- ② 委任した内容(確定申告書の提出
など)
- ③ 委任した日付
- ④ 委任者の住所、氏名、生年月日、
電話番号
- ⑤ 委任者の押印(スタンプ式は不可)

▽**確認を行う際の具体的な持ち物**

(例1) 申告者Aが作成した申告書を、
申告者Aが窓口にて提出する場
合

- ① Aの番号確認書類(Aの個人
番号カードなど)
- ② Aの本人確認書類(Aの運転
免許証など)

(例2) 申告者Aが作成した申告書を、
Aの妻であるBが窓口にて提出
する場合

- ① Aの番号確認書類(Aの個人
番号カードなど)
- ② Bの本人確認書類(Bの運転
免許証など)
- ③ 代理権確認書類(Aが作成し
た委任状など)

(例3) 申告者Aが作成した申告書を、
郵送で提出する場合や申告会場
および税務課窓口の税務署への
直送投函箱に投函する場合

- ① Aの番号確認書類の写し(A
の個人番号カードの写しなど)
- ② Aの本人確認書類の写し(A

の運転免許証の写しなど)
※当市の申告相談会場で「所得
税の確定申告書」を提出する場
合もこれにあたります。

申告に持参するもの

- ① 申告書(税務署から届いている場
合)
- ② 申告者の個人番号が確認できる書
類
- ③ 本人確認書類
- ④ 委任状(必要な場合のみ)
- ⑤ 印鑑(スタンプ式不可)
- ⑥ 給与・年金の源泉徴収票(原本※)

※源泉徴収票をなくしたら
申告には必ず原本が必要で、源
泉徴収票を紛失した場合は、支払
者(職場など。年金は、年金の支
払者)に再発行してもらったうえ
で、ご来場ください。発行されな
い場合は、税務署にお尋ねくださ
い。

⑦ 社会保険料控除(国民健康保険
税・国民年金保険料など)額の控
除証明書など

⑧ 生命保険、地震・旧損害保険料控
除の証明書

⑨ 営業・不動産・農業所得のある方は、
収支内訳書(あらかじめ作成しご
来場ください。なお、租税公課は、
固定資産税の課税明細書に記載が
ありますので確認してください。)

⑩ 医療費控除を受ける方は、医療費
の領収書と補てん金のわかるもの
(あらかじめ集計のうえご来場く
ださい。)

⑪ 雑損控除を受ける方は、災害の被

災証明書・損害により支出した領
収書・損害にあった建物、家財な
どの取得年月日、取得金額がわか
るもの

⑫ 障害者控除を受ける方は、障害者
手帳や福祉事務所長などの認定書
など

⑬ 還付申告をされる方は、申告者名
義の振込先口座番号がわかるもの
必要制度

公的年金などの収入金額が40
0万円以下であり、かつ、公的年
金などに係る雑所得以外の所得金
額が20万円以下である場合は、
所得税の確定申告の必要はありま
せん。

※この場合でも、還付を受けるため
の確定申告書を提出することがで
きます。また、この制度により所
得税の確定申告をしない方のうち
給与所得・公的年金などに係る雑
所得以外の所得がある方、「公的
年金等の源泉徴収票」の控除内容
に変更または追加のある方は、市
県民税の申告が必要です。

申告すると所得税が戻ること

確定申告をする義務のない方でも、
申告すれば所得税の一部が戻る
場合があります。

▽**医療費控除** 平成28年中に支払つ
た金額から、健康保険や生命保険
などの補てん金を引いたあとの金
額が、所得の5%または、10万円
のいずれか少ない金額を超える場
合。

▽**雑損控除** 資産について災害、盗
難、横領による損失が生じた場合
と災害に直接関連して支出された
金額がある場合。

▽**そのほかの場合**
年の途中で退職し、再就職しな
かった場合。(年末調整を受けて
いない場合)

自主申告にご協力ください

毎年申告会場は、大変混み合
います。申告書をご自身で記入で
きる方は、申告会場および税務課
窓口の税務署への直送投函箱をご利
用ください。(申告期間中のみの
設置)
「ご不明な点がある方は、申告相
談にお並びいただき、職員にお尋
ねください。
青色決算書・白色収支内訳書
は、必ずご自身で作成してから、
ご来場ください。

租税公課や減価償却の計算でわ
からないことは、事前に市役所お
よび税務署にお尋ねください。

次の方は津島税務署の確定申告
会場(津島商工会議所)で申告を
してください

- ・土地・建物・株などを売却された
方
- ・贈与税や消費税などの申告をされ
る方
- ・青色決算書・白色収支内訳書の作
成についての相談をされる方
- ・住宅に関わる税額控除を受ける初
年度の申告をされる方

医療費控除の豆知識

Q 一つの領収書が対象ですか？

A 申告をする年分の1月1日から
12月31日に支払った領収書が対
象です。

Q 誰の分が対象になるのですか？

A 申告者(自身と申告者と生計を一
にする配偶者その他の親族のため
に支払った領収書が対象です。

Q 領収書をなくしましたが間違い
なく支払いました。健康保険か
らのお知らせありません。対
象になりますか？

A 領収書は必ず確認させていた
きます。なければ対象とはなり
ません。

健康保険から送られてくる医療
費のお知らせは、実際に支払つ
た金額ではなく使用した金額の
お知らせですので、領収書に代
わるものではありません。

Q 医療費控除をすると医療費が
戻ってくるのですか？

A 医療費が戻って
くるということ
ではありません。
医療費控除をは
じめとする控除
額は、正しい
所得税(住民税)
の税額を計算す
る際に、所得か
ら差し引くこと
のできる金額で
す。

$$\text{医療費控除額} = \text{かかった医療費} - \text{健康保険や生命} \\ \text{保険などから補てんされた額} - \\ \text{所得の5\% (最高10万円)}$$

対象とならないもの

- ・インフルエンザなど予防のために接種した注射代
- ・健康診断にかかる費用(ただし健康診断の結果、重大な
病気が発見され、かつ、その診断などに引き続きその疾
病の治療を行っている場合を除きます。)
- ・健康維持、予防などの医師の指示のないドリンク剤やサ
プリメント
- ・医師の作成した診断書などの文書料
- ・入院時にご本人や家族の都合で発生した個室の差額ベッ
ド代
- ・入院に際し購入した洗面やパジャマなどの身の回りの品
の購入費
- ・メガネやコンタクトレンズの購入費
- ・美容に係る手術や歯科治療費(矯正など) など

医療費控除の対象となる主な領収書

- ・医師または歯科医師の診察費、治療費
- ・治療または療養に必要な医薬品の購入
- ・病院、診療所に支払った入院、入所費(診療費、治療費、
居住費、食費)
- ・おむつ代(医師の証明書は毎年必ず必要。ただし、介護
保険受給中の方で市町村長が認める方は、市町村長の証
明書で代用可能(弥富市の場合は市役所介護高齢課にお
問い合わせください。))
- ・出産に係る費用(妊娠と診断されてからの定期検診、検
査の費用を含みます。)
- ・発育段階にある子どもの歯列矯正に係る費用 など

など

【津島税務署からのお知らせ】

所得税、個人事業者の消費税
および贈与税の申告会場を
津島商工会議所で開設します

▼開設期間

2月16日(木)～3月15日(水)
(土・日曜日は休みですが、2
月19日(日)・26日(日)に限り
開設いたします。)

▼開設時間

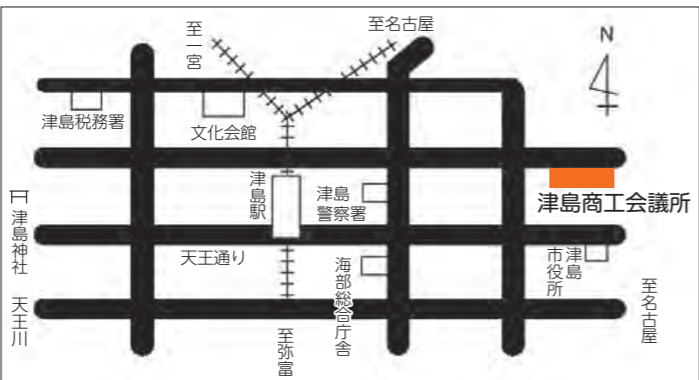
午前9時～午後5時
(申告書の作成には時間を要し
ますので、午後4時までににお越
しいただくようお願い申し上げ
ます。なお、会場の混雑状況に
より案内を早めに終了する場合
があります。)

▼ところ

津島商工会議所
(津島市立込町4丁目14番
地)
津島税務署 ☎26-12161
電話は自動音声で案内していま
す。

▼問い合わせ先

津島税務署 ☎26-12161
電話は自動音声で案内していま
す。
音声案内に従って操作してくだ
さい。



・名鉄 津島駅より徒歩20分 津島市役所より徒歩3分

確定申告書は
津島税務署より
送付されます。
発送については
直接、津島税務署へ
お問い合わせください。